

娯楽性の側面が強調される現代の水田漁撈は、「自然体験」や懐かしさの演出など、文化的な価値づけがなされているのである。

本パートの特徴は、人が自然とつきあう実際のやり方を詳細に再構成しながら、しかしそれを経済的な意味に限定した資源獲得方法として捉えることにとどめない視点を開発させているところである。もちろん、農業や漁業などの活動は生産手段として物質的な獲得を大前提としているが、それだけではなく、それらの活動の支柱となるような精神的なさえや娯楽性、気分の昂揚などの領域にまで視野を広げようとしている。それは第Ⅰ部であつかった狩猟や林業などの活動にも共通して見られたことである。

もう一点の特徴は、このパートであつかわれる資料の重層性である。従来、民俗学においては口承の資料が中心となっていたが、本パートの各章では歴史的資料や制度面に関する記述が重厚である。利用できる資料を縦横無尽に用いて人と自然のつきあい方を解きほぐしていくこうとする環境民俗学の方法論が、ここにはいかんなく發揮されている。（編者）

〔第5章〕環境民俗学は所有と利用をどう考えるか？

◎資源所有論◎

菅 豊

1 政治を避けた民俗学

民間伝承論から伝統論としての民俗学へ

民俗学において、「伝承」という言葉が、ことのほか重要なテクニカル・タームとして位置づけられてきたことは、改めて述べるまでもない。しかし、その重要性のわりには、民俗学において、それはことのほか不用意に、そして容易に使われてきた言葉でもある。

未だ学として民俗学が固まらぬ草創期、その創始者である柳田國男が、研究対象を確定するために、「伝承」という言葉を意識的、選択的に用いたことは、民俗学にかかるものならば誰でも知っていることである。また、それが、あくまで仮語の「トラディション（tradition）」の翻訳であったとも、民俗学の常識である。この「トラディション」を、現代の日本人が素直に訳せば、「伝統」と訳すのが一般的であろう。あえてここに「伝承」の語を当てはめる必然性は、いつさいない。しかし、柳田がそれを「伝統」と訳さなかつたのには理由がある。

柳田は、昭和初頭の論考「木思石語（一）」のなかで「我々が通例『伝承』と訳して居るトラヂシオンは、事によると永年の法律制度のやうな、或少数の権力者の考へで定めたものまで、一しょくたにされる懸念がある故に、特に民間の『伝承』と断らねばならぬ必要を認める」（柳田 一九六二「[一九二八]・三四六」と述べる。しかし、この文章において、「伝承」と「伝統」との根源的な意味の違いを見出すことはできない。わずかに、「民間」という形容詞を「伝承」の語へ冠する点においてのみ、意味の違いを見出すことができる。それがなければ、民俗学に知悉しない人々にとって、「トラヂシオン」は「伝統」の語を以て翻訳した方が、やはりわかりやすいはずである。ただし、柳田は、「伝承」という語以上に、それを修飾する「民間」という言葉に重きを置いていた。そのため、あえて「トラヂシオン」を、「伝統」ではなく、手垢がついていない語である「伝承」と表現したのである。

まず、私たちは、（）で柳田が「伝統」という言葉に、強く政治性、階級性を読み取っていたことに気がつかなければならない。彼は、『民間伝承論』のなかで、自身が推進しようとする新しい学問である「民間伝承論」は、「歐羅巴大陸若干の旧国に於て、Les Traditions Populaires などと謂つて居る一団の知識」であるとしている（柳田一九八〇「[一九三四]・一八）。しかし、その Traditions、すなわち「トラヂシオン」といふ語は、其本国に於ても色々政治上の聯想があつて困ることは、日本今日の『伝統』という言葉に重きを置いていた。そのため、あえて「トラヂシオン」・（一八）と述べるように、柳田にとつて「伝統」という言葉に重きを置いていたのである。

さらに、私たちは、ここで柳田が新たなる研究分野——後の民俗学——から、そのような政治性を積極的に排除すべく努力していたことにも、気がつかなければならない。たとえば、先に紹介した『木思石語』では、法律制度——これも「政治上の聯想」がなされるものであろう——など特權的性格を有する少数者が創出した文化事象を、その研究の対象から外すことを明らかに要求している。また、『民間伝承論』のなかでは、「政治上の聯想」が、柳田自身「伝統」という言葉に、柳田は政治性を少なからず嗅ぎ取っていたのである。

「……」だとたことを明確に表明している。そのため「ポピュレール」という形容詞に、非常に重きを置いてもらふことになつて居る」のであり、さらにその「ポピュレール」は「民間」としか表現しえないため、その代わりに「新たな感じのある伝承」といふ語を以て、情実（筋力）纏綿する伝統にさし替へ」たのである（柳田一九八〇「[一九三四]・一八）。つまり、「伝承」という語は、「伝統」という語が有する政治性から意図的に逃れる、あるいはそのような政治性を排除するため柳田によって選択された訳語なのである。

この「伝承」という言葉に、政治的な臭いを嗅ぎ取った柳田の嗅覚が鋭敏であったことは、『民間伝承論』が出てから、ほぼ五〇年後の一九八〇年代以降、歴史学や人類学を席巻した「創られた伝統（The Invention of Tradition）」論において、「伝統」の政治性が数多く暴露されたことからも明らかである。柳田の「伝統」の語に対する位置づけは間違つておらず、その位置づけ自体は先見性があつたと評価できる。

ただし、残念なことに、柳田はその政治性を無視し、看過し、排除し、それから逃避しようとした。その柳田の本質主義的な思考の狭隘さは、現代において批判と修正がなされなければならない。柳田は「民間伝承」を、「インテリゲンチヤ、即ち有識階級と向き合せて」対置される民間層（非・有識階級）が持つ「古臭いもの」とした（柳田一九八〇「[一九三四]・一九）。しかし、そのような「インテリ」ではない人々が持つ文化でさえ、政治性のみならず、経済なども含み込んだ、より外部的な社会状況とひとり無縁に連綿と本質を変えずにきたなどという妄想は、構築主義的思考が未だ十分に浸透していない民俗学においてすら、もはや成立しなくなっている。さらに、いくら「古臭いもの」とはいえども、それが政治性から完全に逃れることなど至極困難だったはずであり、ましてや現代の社会状況において、その「古臭いもの」が政治性と不可分であることは、文化財や世界遺産の動きを見れば火を見るより明らかである。その点において、民俗学は、現時点で「民間伝承」論ではなく、「伝統」論——政治性などを含めた社会状況の文化への影響が自明なものとして——へと移り変わつていることを自覚しなければならない。

さて、本論で問題とする土地をめぐる所有論・利用論という言葉は、オーソドックスな民俗学とはいささか縁遠い響きがあるかもしれない。たとえば、現在の所有権という言葉。現在の所有権という権利は、民法第二〇六条で「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」という形でその内容が法律に定められるもので、まさに先に柳田が述べた「永年の法律制度」であり、そして「政治上の聯想」がなされたものである。そのため、民間伝承論としての民俗学では、それを研究課題として十全に掬い上げることは、ほとんどできないであろう。しかし、民俗学者が血眼になつて、自らが「民俗らしい」と感じるものを聞き取り、古風を穿鑿する背後で、その対象となる農山漁村の多くの人々が生活を長年営み続けるにあたつて、この「永年の法律制度」が切実、喫緊の重要な課題であつたことは、疑いのことである。

法律をよく見てみよう。ナイーブな民俗学者は、法律が常民——死語になつて久しい用語ではあるが——と無縁なところで作られ、民間伝承の研究には含まれないと考え、その影響に関心すら払つてこなかつた。しかし、その法律自体が、実際は人々の民俗社会の多様な「慣習」^{*1}をすべて統合的に整理できずに、その「慣習」のままにまかせていることは、まさに皮肉なことである。

たとえば、隣地から自然に流れ来る水流の障害を除去、工作物の修繕等をするためなどに工事を行う場合、費用の負担について別段の慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二一七条）。また、溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路または幅員を変更してはならないが、そのような規定と異なる慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二一九条）。共有の性質を有する入会権については、各地方の「慣習」に従う（民法第二一六三条）。永小作権に関しては第二七一条から二七六条まで種々の規定があるが、その規定と異

なる慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二七七条）。共有の性質を有しない入会権については、各地方の「慣習」に従う（民法第二一九四条）^{*2}。

これらの、数多くの「規定と異なる慣習があるときは、その『慣習』に従う」という民法の譲歩、さらに入会権についての「各地方の『慣習』に従う」という民法の対処法が、「慣習」の大きさといふものを如実に示している。「慣習」を研究の対象として選んだ柳田は、それとは無関係のものとして「永年の法律制度」を排除したが、実はそれすら「慣習」に深く根ざしている実際の生活を扱いかねて、その力を容認しているのである。つまり、「永年の法律制度」の一部は、「実質的な法規範の体をなして」（加藤 二〇〇一：一一〇）おらず、民俗社会の論理を内包する事物と見なしうるということである。

その「慣習」の力を汲み取ること、そして、その「慣習」と近代的な制度が相克する現場、すなわち「伝統」が表出する現場を押さえることこそが、いま、民俗学が文化の政治性を含み込んだ「伝統」論として起ち上がるときに、重要な課題として浮上している。結果、所有や利用という制度の考究において、民俗学が果たす役割は大きいものとなつてゐるといえる。とくに、環境民俗学という、過去からの「伝統」を省察し、現在的な問題へ実践的にアプローチする立場において、所有論・利用論は中心的課題となつてゐるのである。

もちろん、民俗学の所有論・利用論がとるべきスタンスは、法学や法社会学とは異なるものであるし、描き出す内容も異なるはずである。そもそも、民俗学で、そのような対象を取り扱う必要はない。本章では、民俗学が、所有論・利用論にアプローチする場合、具体的にどのような視点と手法が可能なのかを探つていきたい。

2 環境民俗学で学ぶべき所有・利用の実態

あるムラの焼畑

新潟県村上市（旧、山北町）大川谷地区。大川が流れる谷筋に一三の集落が点在する。わずかばかりの平地があるものの、その大半は山林に占められる。この一帯の山村では、八月の初旬から中旬の夜半にナギノという焼畑が行われてきた。ナギノは切替畑で、スギの植林地で行われる。つまり、自然林や放置された二次林を焼くのではなく、植林を伐採したときに暫定的に使う焼畑である。スギを伐採するとスギ枝や葉、株が大量に残る。それをそのまま残しておくと、次の植林の邪魔になるので、その掃除も兼ねてナギノは行われる。ナギノにするとしばらくは苗木周りの下刈りをする必要がなく、スギの育成上利点がある。私は、このナギノで、先に述べたような法律が規定する近代的「所有権」とは異なるあり方を垣間見た。

いまから二十数年前、私は大川谷の大谷沢という一つのムラでナギノにするための山焼き（火入れ）を体験した。八月上旬のある日。まだ、午前〇時をまわったくらいだつたと思う。私は、下宿していた家のばあちゃんに起こされて、眠い目をこすりながら裏山の急な坂を登りはじめた。その日は、山焼きの日であった。世話になつてゐる家の老夫婦に従うように、暗くて細い山道を登つていく。途中で、他のムラの人たちと待ち合わせするともなく出合つて、一緒に登つていった。私は闇夜の山道に慣れていないので、後ろからじいちゃんが電灯で照らし続けてくれる。どうにか、一小時間ほどで、山の中腹に辿り着くことができた。

そこは前日まで、枝などが集められて、火を入れるのを待つだけになつていた。日の出にはまだまだずいぶん時間があるが、山焼きを取り仕切るヤマサキ（山仕事をのリーダー）が、斜面の上の方にある一つの切り株に、持参した一

升瓶で酒をかける。そして、山焼きの安全を祈つて、株に向かつて柏手を打つ。それが火入れの合図である。

火入れは、ナギノにする伐採地の上手から行う。下から火を入れると、一気に火が燃え広がり、火が手に追えなくなり山火事となるからである。山火事をこの地では「山をあます」というが、そうならないよう�数カ所から火を入れて、谷の下に向かつて慎重に火を落として、焼いていく。伐採地は、隣接する森林に延焼しないようにその縁が五メートルほど、可燃物を取り除いてある。上縁部をウワグロ、左右をタテグロと呼び、一番下のシタグロなどに比べて火が燃え移りやすいので気をつける。海から吹くニシカゼが強いときには、火の手が大きくなるので、とくに注意が必要である。真夏の夜空に燃え上がる炎は壯麗で、幻想的であるが、焼いている男衆はそんな感傷に浸つてゐる暇はなさそうだ。時折、全体を見渡すヤマサキから、「そっちの火の手を落とせ!」「こっちのクロに火を近づけるな!」といった指示が飛んでいる。みんな自分が担当する場所から、「山をあます」ことはないかと、常に緊張しきつているようであつた。

朝日も昇る頃にはだいたい焼き上がつた。燃え残しの枝を中心を集め、再度焼いて山焼きの作業はほぼ終わりである。ちょうど終わりも近づいた時分、麓から一人の中年の男性が山を登つてきた。大谷沢のムラでは見かけない人物であり、山焼き作業をやるよう風体でもない。彼は、切り株に腰掛け、みんなの作業を眺めていたが、作業もだいたい終わりになると、みんなに「ご苦労さんでした」の一言を残して山を下りていった。彼が、いつたいこの山に何をしに来たのか訝しがつていた私に、ばあちゃんは、その人がその山の地主であることを教えてくれた。その人の家は、大川谷地区では結構大きな山林地主であり、自分の山のナギノの扱い具合を確かめに來ていたのである。地主にとっては、ナギノは次の植林のための最初の重要な整地作業なのであつた。

まだところどころで煙がくすぶつているが、火はだいたい収まつた頃、男衆は縁に集まつて「タバコをする」。「タバコをする」といつても、必ずしもタバコを吸うわけではない。この地では、仕事の合間の休憩をそう表現するので

ある。一方、女衆は鋤や鍬で焼け跡をならし続けて、なかなか休もうとしない。火を入れているときとはうつてかわつて、むしろ女衆は自分たちの出番といわんばかりに、かいがいしく働いている。すると彼女らは、突然落ちている手頃な枝を拾つて、まだ熱さが残る山肌に等間隔に突き立てはじめた。そして、数人が組んでこの地域の特産であるアカカブ（温海カブ）の種を、蒔きはじめたのである。

ナギノで育てる作物は、ムラごとに異なつてゐるようだが、ここ大谷沢では一年目はたいていアカカブを育てるのが普通である。ナギノで育ったカブは、灰のおかげでよりいつそう赤みが増すとされている。アカカブは、現在では庄内からこの地にかけての特産物として、その多くが売りに出されるが、私が山焼きに参加した一九八〇年代初頭には、まだこの地域の人の口にしか入らない土着の食品であった。それは、一〇月に収穫され、甘酢漬けにされて、人々の普段の食卓を賑わしていたのである。家の女性たちが漬け込んだ赤紫のカブは、こりこりと歯ごたえがよく、まさにこの地の郷土料理の代表であった。

所有と利用のズレ

さて、カブの種まきが終わると、女性たちはひとところに集まつた。ようやく「タバコをする」のかと思つきや、誰かが持参した籤を使って、みんなで籤引きをはじめたのであった。それは、参加した家ごとにナギノを分けるための籤引きであった。突き立てた枝でナギノは区画され、番号がつけられ、籤に応じて参加した人々に振り分けられていったのである。

その区画ごとにカブを育て、秋の収穫はその区画ごとに各家で行うことだつた。そして、収穫したカブは、すべてがその家のものとなるという。私は、ばあちゃんに地主に地代としていくばくかの収穫を収めるのかと問うと、そんなことはないという。それでは地代を払うのかというと、それもないという。それでは地主から文句は来ないの



写真-1 山焼き後に立てられた焼畑境界の枝



写真-2 ナギノ種まき

かとしつこく問うと、そんなことは今までないし、ナギノはムラで自由に差配してカブをみんなで育てるのが昔からの習慣だという。この大谷沢の地内では、地主はナギノには口を出さないとというのである。それに、ナギノにすれば新しくスギの植林を行う際の土地のこしらえになつて、地主にとても得があるのであるのだという。確かに、山焼きの労賃を払うことなしに、整地してもらうのだから、地主に酬いるところもあるのだろうが、しかし、ばあちゃんの口ぶりでは、そのナギノは互いに利する行為という以上に、大谷沢の人々にとつて当然やつてもよい行為、逆に地主にとつては拒絶できない行為という感じであった。何よりも、ナギノに参加するのは、大谷沢の住民ならば誰でもよく、誰が加わっているか地主はいつさい知らないという。ナギノに関し、地主はいたつて放任しているのである。さらによく聞くと、いまはまったく利用しないけれども、昔は地主の山では薪とするための雑木やスギの落ちた枝を勝手にとつてもよかつたという。なんのことりも要らないし、対価も要求されることはないなかつた。もちろん、スギの本体に関しては、そのような自由さは当然なく、勝手に地主のスギを切つたら大問題になるし、そのよう

なことを企てる人々はいない。あくまで、ナギノと薪に限った限定的な自由利用なのであつた。

このあり方は現代的な所有権や使用権といった概念に浸潤されていた私にとっては、とても新鮮であつた。他人の土地で耕作する場合、普通、田畠ならば小作料といった対価が求められるであろう。そして、貸借関係は明確であり、それは契約として明文化される場合も多い。少なくとも、教科書ではそう習ってきた。どうやらそのような常識とは異なる「土地利用制度」がありそうで、興味を引かれた私は、そのあたりを再度根掘り葉掘り聞いた。自分の土地を他人が利用することにまったく関与しない、あるいは関心をもっていないのはおかしいと思ふ何度も食い下がつても、ばあちゃんは「昔からそうちだつた」としか答えてくれない。とくに、ナギノに関して地主との契約があるわけでもないし、また、ムラのなかでの取り決めがあるわけでもなかつた。それは、「昔からそんなんもんだ」という感覚で統れていたのであり、「土地利用制度」といった堅いものではなく、「山の日常の使い方」といった程度で生活にとけこんでいるものなのであつた。

アブリオリに「制度」があるとする思考が、至極、「近代的拥有」觀に拘泥されたものであることを、この事例は教えてくれる。在地では、必ずしも「近代的拥有」が厳格かつ杓子定規に主張されるものではないことを、はじめて私は知つたのだった。

3 環境民俗学で学ぶべき所有・利用の歴史

日本の土地所有の歴史

以上の事例を見ると、現在、我々が考える理念的な土地の使用や所有とは別のあり方が、在地社会に存在していることがわかる。人の土地だけど、自由に使って良いときがある。自分の土地だけど、他人が使うことに口を出すのが

憚られることがある。難しくいうならば、所有権という現代において自明のものが、在地社会では慣習的に制約を受ける場合がある。もちろん、その制約を課す側は、「権利」といった強い主張ではなく、「昔からそうちだつた」ということで無意識に違和感なく制約的に行動してしまるあり方が、どうやら在地社会には存在するのである。

理念的だが厳格であるはずの近代的所有権——実際は、多様な運用がなされていることが多い——とはズレることのようなあり方は、土地所有の歴史とかかわっているようである。「所有」という概念を歴史的に見渡すとき、それが長い時間のなかで一様でなかつたことは当然である。所有という概念は、まさに歴史的産物なのであり、「伝統」なのである。それが歩んできた時代の政治や法制度、社会の仕組みのなかで、それは理解されなければならない。また、所有という表現 자체も、時代に制約されていることを認識しておくべきであろう。

大谷沢のナギノでの土地の使用と所有の問題を理解するためには、それを生成させた歴史的な過程を、まずは理解する必要がある。いまにつながる土地の所有を考える上において、歴史の重要な起点は、近世である。江戸時代には、現代とは異なる土地を使うあり方や、土地を自分のものとするあり方が存在した。簡単に近世的土地所有を語る場合、それは領主がその支配領域を自分のものとする権利である「領知」と、実際にその領域内で生活する人々——百姓——の「所持」とがあつた。近世村落史家の渡辺尚志の整理によれば、現在そのいずれを所有権と見なすかという説には、①領知を中心とする領主的土地位所有説、②所持を中心とする農民土地私有権説、③その両者が重層的に存在する重層的土地位所有権説の三説があり、渡辺自身は第三の説を支持している（渡辺 二〇〇二・二四九—二五〇）。さらに、渡辺は、近世の百姓による土地の所持が、現代所有権とは異なり、村落共同体の規制を受けるものであることを以下のように指摘している。

「近世において、村の耕地は個々の村民のものであると同時に村全体のものであり、共同体の強い規制を受けていたこと

がわかる。近世の百姓の家産（土地）観念は、絶対的・排他的なものではなく、共同体に依拠しその規制を受けつつ所持地を維持していくというものだったのだ（渡辺二〇〇二・二五二）。

「個々の村民のものであると同時に村全体のもの」という状況は、近世の村落が公課を責任をもつて負担する公課負担団体であったことに起因する。日本の近世において、その仕組みは地域によつて多様であるものの、基本的に農村の人々の生活にとって、生活基盤は村、すなわちムラ（共同体）であった。それは村切（むらわり）という形で理念上、明確に空間領域が画定され、それぞれの村は、年貢などの公課の納入や法的な管理、検査などを共同に行う、いわゆる「村請制」の基本単位であった。それは、支配者側にとってみれば、農民を統治する単位であり、農民にとってみれば、生計を維持するために必要な共的自治システムの単位であった。この村切と村請制という仕組みが、個人の土地の所持に大きく影響を与えていた。

この仕組みによって、ムラは、生活や社会の共同性を強固なものとされ、その共同性に基づく社会システムを保持することになる。それはすでに述べたような山の利用や所有にも大きな影響を与えていた。たとえば、山は刈敷などの肥料、牛馬の飼料、そして薪炭などの生活必需物資を供給する場であり、その機能に着目するならば、その場の利用はいたつて共同的であった。それは、「入会」と表現される利用形態であり、個々の人々が所持するのではなく、基本的に共同利用の場として留め置かれ、一村、あるいは複数村の人々が入り会つて共的に利用する場合が多かつた。もちろん、近世においても、山を分割して所持する例も多く出てくるが、それは屋敷地や田畠地などの耕作地に比べれば、共的な空間の性格を帯びていたことは間違いない。

生活と結びつく近世の山

先に紹介した大谷沢の近世や近代初頭における山利用に関しては、史料が残つておらず詳らかではないが、大川谷の他のムラの史料を見ると、この地域の山が共的に入会利用されていたことが看取される。それは、生活を維持するうえで、非常に重要な役割を果たしていた。

たとえば、大谷沢に北側で隣接する塔下の山は、近世において塔下の人々が一緒に利用する生活空間であつた。また、そこは塔下のみならず、府屋組（大川谷地区）の他村も利用していたようである。塔下の下流にある堀ノ内に残された一七八七（天明七）年の「堀之内村指出明細帳」によると、「當村より薪取ニ入會之村々 前々より塔下村・温出村・中濱村・府屋町江入來申候」（山北町史編さん委員会 一九八七b・二三二）とある。また、大川谷地区の海岸部に立地する岩崎に残された同年の「岩崎村指出明細帳」にも「當村より薪取ニ入來村々之事 府屋組中濱村・塔下村此式ヶ所江入來申候」（山北町史編さん委員会 一九八七b・二三五）とあって、塔下の山林は、薪利用に関して数村入会になつていたことがわかる。薪という生活必需物資に関しては塔下の山林は、ただ一村のみを支えていただけではなく、ときにはムラを越えた領域を支えるものとして利用が広く許されていたのである。

さらに、各村は「組中用意林」という山林を持つていた。これは府屋組村々の「川除普請」つまり河川改修の際の用材とするもので、ムラを越えた組という領域に寄与するための資源を共同で確保する場所でもあった（山北町史編さん委員会 一九八七b・二三二、二三七）。これも、組全体の山林所有・利用ではなく、組に資する資源を各村ごとに分担して保有していたものである。このような、山の利用形態は、山が生活維持のうえで基本的な資源供給空間であつたことを示す。

さらに、山は多様な使われ方をしていた。塔下の一六六二（寛文二）年の「検地帳」には、「山畠」の文字が見

え、焼畑が一部常畠化していた可能性がある（山北町史編さん委員会 一九八七b・一二五）。また、年代不詳の「塔下村指出明細帳」には、産物として畑作地では「粟、稗、黍、蕎麦、蕓、大根」（山北町史編さん委員会 一九八七a・二四五）などが作られていたことが記載されており、これら畑作地の産物が現在でもナギノの主産物であることから考えても、山畑はナギノと連続するものと捉えるべきであろう。

山はこのような農耕のみならず、種々の採集活動によって食料を獲得する場所でもあった。現在、確認されるだけでも、山菜類、キノコ類あわせて三十数種類以上の資源利用を行っている。これらは採集してすぐに食卓に上らせるばかりではなく、大量に収穫して塩蔵、乾燥貯蔵し保存食としても利用している。過去において、それら山の可食植物の食料に占める位置は、現在に比べてはるかに重要であつたことは推測に難くない。クズなどは救荒食料としての意味を持つていたというから、山は安定的な生活を維持するうえで必要な食料資源をストックする空間として機能していたのである。

さらに山は、食料だけではなく、生活維持のための重要な素材を提供する空間でもあった。たとえば、既出の「村明細帳」によると「こやしのため草刈敷仕候節ハ当村之地内之山より刈申候」（山北町史編さん委員会 一九八七a・二四八）とあり、田畠の肥料用の草を村内の山から確保していた。

経済、政治の影響を受ける近代の山——所有観、利用観の変容

近世末から明治に移り変わると炭焼きとその販売が盛行したようであるが、それに使用する用材は、居住するムラの山林から切り出すものであった。また、近世から明治初頭にかけて、農閑期に山間部の村々は、海岸部での製塩用の燃料用材木（塩木）を供給し、現金収入を得ていた。近世の山は、屋敷回りや里に近い山以外、現在のような明確な所有はなかつたため、ムラの山を自由に使っていたものと見られる。

一八七二（明治五）年、地券が交付され、翌年、地租改正に伴い、林野の官民区分が明確にされた。この際、大川谷では、「ウルシやスギなど植林が認定できる山林はそれを行つてきた個人に分けられ、また、はつきりしない山林は村の「公有」とされ、山林が近代的所有権のなかで明確に確定された。一八七六（明治九）年には、この公有地を改めて民有地とし、村の共同民有地として扱つた。

その後、一八八九（明治二二）年、大川谷地区の山のあり方に關して大きな変革が訪れる。市町村制度の施行にあたつて、従来の村々は行政自治体としての地位を失い、村に属していた山林は大川谷村に移管されることとなつた。それは、ムラの財産が大きな行政単位へ接収されることであり、従来のムラ的所有と利用が否定されることを意味していた。このとき、各村の人々がとつた選択肢は、ムラの共同民有地を分割して、各人で私有地化したり、あるいはムラ並みの家で共同登記して「部落有林」という形で残すというものであつた。

この時期、林野の所有権が確定していくにつれて立木の販売が活発化し、これによつて旧来、田畠と異なつて所有意識の希薄であった山林にも価値があるものとして扱われた（山北町史編さん委員会 一九八七a・四〇五）。そのため私有化は促進され、山林は個人的に集積し、植林して稼ぐ対象として認識されるようになつていつたのである。ここに山の所有・利用觀の変革と、それを背後で支えた国家政策、法制度、経済状況を看取しなければならない。山は、近世までは村持ちであり、そこから得られる資源は主としてベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）を満たすものとして利用されていたが、近代に入つて「所有権」という制度の登場により私有化され、さらに主として市場的な価値を持つ資源生産の場へと移り変わつていつたのである。

私がナギノを体験した大谷沢の古老人の記憶を辿ると、そこには同様の山利用の変遷を垣間見ることができる。大谷沢の地内にはおおまかに三〇〇町歩の山林があるという。そのうち半分の一五〇町歩ほどは、ムラ内の家が所有しているらしい。また、他のムラに居住するA家（ナギノに使つた土地の地主）、B家の二軒がそれぞれ約四十数町歩、約

三十数町歩所有しているという。さらに残りの約六〇町歩を、ムラ並加入している二二戸で共同所有し共有林としているらしい。他のムラのA家、B家の二戸が、大谷沢の山林を所有するようになつたきさつについては、史料的にはやはり詳らかではないが、わずかに「言い伝え」という形で、その経緯が伝えられている。

私をナギノに連れて行つてくれた老夫婦によれば、「昔」は山が全部ムラのものだった、という。「昔」は、大谷沢はとても裕福で、みんなが贅沢をしていたという。その贅沢がたたつて、地域の金持ちであつたA家やB家から借金をしたが、返せなくなつて山で返済した。しかし、所有がその家に移つた後も、薪取りとナギノに限つてはムラの人々が生きていくために自由に使うことが認められていたという。

このような「言い伝え」は、歴史的事実としてなんら証明する確固たる証拠を持たないが、この「言い伝え」が、近代的土地位所有権を乗り越える歴史的正当性の語りとなつて、ナギノや薪取りの行為の基盤を支えていたことは間違いない。それには、「昔」の山のあり方の記憶が、投影されているのである。万が一、土地所有者との間で、その土地の利用をめぐる争議が起つて、裁判沙汰になつたとしたら、その歴史的正当性は「言い伝え」だけで効力を持つかどうかは疑問である。それは、「権利」とまでは呼び難いものであり、少なくとも、まだ「入会権」という近代法で位置づけられた権利として認識されていない。しかし、彼ら彼女らが平穏無事に生きているときには、それを当たり前のこと、「昔」からのあり方として地域の人々に容認させるのに十分な力をこの地で持つていたのであり、地域の人々は土地を持つ持たないにかかわらず、それを当たり前のこととして容認してきたのである。

以上のような土地の所有や利用の歴史的変遷を眺めると、ナギノをめぐる「昔からそんなもんだ」という利用の仕方が、政治、社会、経済を含み込んだ「伝統」としてこの地に伝えられていることが理解できる。その根っこには近世的な「山はムラのもの」「日常生活を支えるもの」という記憶が、確かに存在する。しかし、それは所有権など近代における法的位置づけからまったく逸脱して存在しているものではない。むしろ、近代法が実際に在地で運用される現場で、その土地の実情と歴史的経緯に照らし合わせて、その近代の所産に前近代の所産が滲入あるいは纏繞したものであると考えるべきである。いまのナギノは、近代の植林増産によって成立するものであるし、またその土地の利用は、前近代的「みんなのもの」というムラ持ちの状況が、私有に先だって存在したことによつて成立したのである。それぞれの土地で「伝統」は、前近代的状況と近代的状況が絡み合つたものとして存在している。

4 環境民俗学で学ぶべき所有・利用の理論

「本源的土地所有」論

このような土地をめぐる「伝統」は、なにも新潟の山村に特殊なものではない。それぞれの土地で、それぞれの社会状況に応じて、その「伝統」は表出している。たとえば、社会学者でもある鳥越皓之は、自身の親戚の土地売買に絡む興味深い体験例をもとに、どのような「伝統」を紹介している。

「つい最近のことであるが、私の親戚の医者が神奈川県平塚市の農村部で土地を買って、そこに住もうとしたが、その土地の所有者はムラの許しを得ないと売れないといつてムラの寄り合いにかけた。ムラでは、そこで医院を開業するという条件をつけて、所有者に土地を売ることを許可した。この場合に見られるように、所有者は十全な所有権を保持していない。所有権の基本権利である処分権を完全にはもつていなくて、ムラがその権利を分有しているからである」(鳥越 一九九七 b・八)。

先に紹介した大谷沢の場合、使用がある種の制限の対象になつていたが、鳥越の報告によると処分がその制約の対

象になつてゐるのである。自分の土地だけれども、勝手に人に売ることはできない。そんな感覺がそこにはある。

鳥越は、「ムラがその権利を分有している」と、かなり確固とした「権利」をその事例に読み取つてゐるが、それはむしろ大谷沢の事例と同じく「昔からそんなもんだ」といつた曖昧で、不完全で、壊れやすい在地のあり方と理解した方がよいであろう。

このような近代的所有権とのズレとも受け止められるあり方を理解するために、これまでの村落研究では、種々の理論が検討された。まずは、「本源的土地位論」である。

「本源的土地位論」とは、近代的所有とは対極にある前近代的な所有のあり方に關する考究であり、カール・マルクスの「本源的所有（Ursprüngliches Eigentum）」の延長線上にある考え方である。マルクスは、自然的存在としての人間が、生きる基盤である天賦の大地に対して、自己の身体の延長として働きかけ、自分自身の自然的前提出て固有の（eigen）ものとして関係する行為が、所有（Eigentum）の本源的なあり方であるとする。これはジョン・ロックの「労働所有説」と同様の発想に基づく所有論であり（杉島 一九九九一六）、「土地は原理的には労働を投下した者（あるいは組織体）の所有（占有）となる」（鳥越 一九九七a・五四）とする考え方である。日本の村落社会研究において、この「本源的所有」論が検討された具体的な流れに関しては、すでに経済史の業績をもとに精密に解説されている（鳥越 一九九七a・四七一六四）ので、詳細はそちらに譲るが、いずれにせよ、日本において近代的所有権とはズレる実態——「生活権」や「耕作権」と表現される——は、第二次世界大戦後の村落社会研究では早くより注目されてきた。

「土地所有の二重性」論

この「本源的土地位論」とパラレルに、農村社会学では日本における近代的所有権とはズレる実態を発見してゐた。

それが「土地所有の二重性」である。これは、日本の村落社会において、土地のほとんどが個人に私有され「個人の土地」とされているが、その基盤には村落の領域全体を含む「ムラの土地」として認識される「総有」（法學的な総有概念とは異なることに注意！）^{*3}があるとする考え方であり、鳥越皓之によつて「土地所有の二重性」として提唱された（鳥越 一九八五・九九）。

この理論の先駆となる基本的な考え方は、農村社会学者の川本彰によつて提示されている。川本は、富山県や奈良県における実地調査のなかで、「領」あるいは「領土」というムラ領域を示すフォーケタームに注目して「土地所有の二重性」論を以下のように展開してゐる。

「ムラにおける土地所有はいかなる構造を持つか。（中略）ムラにおける土地所有に私的所有と総所有の二種類がある。しかし、ムラにおいてこの二つは相反するものではなく、私有にも、その基底に総有が潜在的に働いていた。（中略）ムラ全体の土地は空間的には各『家』の個別の家産である土地とムラ総有の山林原野、あるいは道路、水路などからなつてゐる。ムラ総有としての土地はムラ総有の山林原野、道路、水路だけをいうのではない。全体をひつくるめてすべてがムラ全体の総有であった。オレ達のムラの土地であったのである」（傍点引用者）（川本 一九七二・一三八）。

川本が指摘する「私有にも、その基底に総有が潜在的に働いていた」というムラの所有のあり方は、土地が「個々の村民のものであると同時に村全体のもの」という、先に紹介した渡辺尚志の近世的所有の見解と軌を一にするものである。つまり、近代所有権がなんの疑いもなく当然とされるような近代社会においても、実は前近代的論理が未だなおかつ存在するということである。すでに紹介したナギノのあり方は、この「土地所有の二重性」の論理が働いているがゆえに、ムラで継続する実効性を保つていたともいえるのである。

さて、この「土地所有の二重性」に關し鳥越は、さらに新たな現代的意味を見出している。それは、総有（「土地所有の二重性」）の原理が「弱者生活権」の保全と、環境問題の解決に寄与しており、また、将来的にも寄与する可能性があるという指摘である（鳥越「一九九七b」）。鳥越は、次の段階として総有論（「土地所有の二重性」論）を发展、拡大して、所有よりも利用に重きをおく「共同占有権」（鳥越「一九九七a・六八」という概念を提示し、現代社会の環境論を捉えようとしている。共同占有権は「当該地域に住んでいる人たち全員が、地域社会住民の『総体』として持つ権利」であり、その権利を主張する主眼は、現代的な市民に所有権を越えて利用する権利を付与することにある。同じく環境社会学者の嘉田由紀子も、日本の農村社会に総有という基本原理が通底し、その背景に労働（働きかけ）と資源の循環的利用のなかで、村落生活を維持しようとする生活保全の原理を見出している（嘉田「一九九七・七八三」）。そして「重層的資源利用」（嘉田「一九九七・八〇」という、「土地所有の二重性」に通底するあり方を発見している。

以上の二つの理論は、現在では日本のコモンズ論のなかに統合され、發展させられつつある。このコモンズ論に関しては、それを理解することができる書物がすでに日本でも数多く上梓されている（宇沢・茂木「一九九四、中村・鶴見「一九九五、井上・宮内「二〇〇一、秋道「二〇〇四、井上「二〇〇四、室田・三俣「二〇〇四、菅「二〇〇六など）ため、本論ではくわしくは述べない。ただ、そのようなコモンズ論へ土地をめぐる諸研究が統合される必要性と、その研究の将来的な可能性に触れるだけに留めておこう。

コモンズ論

コモンズとは、多様な定義づけがなされており、いささか不明瞭さがぬぐえない概念であるが、私は「複数の主体が共的に使用し管理する資源や、その共的な管理・利用の制度」と広く捉えている。^{*4}

これまで社会学、歴史学、法学、法社会学、経済学、林学など、実に多彩な研究分野で、日本の在地的な土地の所有・利用制度が論じられてきたが、その際の中心的な研究対象は、日本特有の入会林野や区画漁業権制度であり、それらが、現在、コモンズ論の俎上に載せられているのである。これらの研究は、第二次世界大戦前より、活発に議論され多くの成果が蓄積されてきた。しかし、日本の伝統的入会制度や区画漁業権制度は、近年にはそれぞれの分野での中心的課題とは必ずしもいえない状況にあつた。むしろ、それらは、すでに議論済みの古い研究対象として一時期放置されていたといつても過言ではない。たとえば、民法学者の加藤雅信は「法学部の学生はもちろん、法律学者の多くも『入会権とは何か』などということは、基本的にはわかつていないのである。（中略）入会権の現代的重要性は非常に低いので、かつての私と同様、他人の説を口移しに教えて説いたりするだけで、入会権がわからない法律家はいぜん多いのではないかと思われる」（加藤「二〇〇一・一一〇一一一」）とまでも言い切っている。

それはもつともな話で、第二次世界大戦前には、近代の進行とともに前近代的論理におきかえて近代的論理を定着させる過程で、入会などをめぐって種々の生々しい問題が多発し、同時代的に物議を醸す課題として認識されていた。しかし、戦後、時代も下るにつれて、村落共同体が弱体化し、そのような前近代性は払拭され（たと認識され）、現前には解くべき課題として存在していない（と認識されている）。

それでは、なぜ今頃になつてコモンズという言葉を用いて、前近代の「残滓」を穿り返し、古い議論を蒸し返すのであるか。百歩譲つて、その古臭い議論を蒸し返すとしても、なぜ「入会」ではなく「コモンズ」という言葉を使つて読み替える必要があるのであろうか。その意義について、環境民俗学を標榜する人々は自覚しておかねばならない。もちろん、入会権や、その海版である区画漁業権を考えること自体が、開発や環境問題を考えるうえで現代的意義を有しているのであるが、それをコモンズの文脈へ位置づけ直すことは、さらに重要な意味を持つのである。

まず第一に、コモンズの用語を用いることにより、世界的な在地資源管理の文脈から、日本の慣習的土地区画所有

や利用を捉え直す」ことができる。日本の入会（Inrai）や区画漁業権は、すでに世界的なコモンズ論の重要な事例として参照されている（Berkes et. al. 1989, Feeny et. al. 1990, McKean 1992, 2003）。しかし日本の慣習的・在地制度として閉じた議論がなされた入会論をグローバルな視座で再検討ができるのである。

第二に、その用語を使用することによって、所有から利用へとパラダイム・シフトを明確にできる。コモンズ論はすでに、公的、共的、私的所有という多様な所有形態すべてに、有効な資源管理のポテンシャルを発見しており、その有効性を高めるのは所有形態よりも利用や管理のあり方に依存していることが明確に論じられている（Feeny et. al. 1990）。したがって、未だ強い権限としてあり続ける所有を乗り越える新しい視角を、それは提示してくれるのである。

第三に、コモンズ論の視座は、多様な共的仕組みのあり方を検討可能な対象としてくれる。入会「権」、区画漁業「権」という「権」という言葉に内包されたリジッドな存在は、その位置づけが法的にも社会的にも明確でわかりやすい。しかし、現実社会の在地の共的なあり方の運用は「～権」「～の権利」とまではいかない緩やかで不完全なものであることは、本論で提示したナギノの例、あるいは「土地所有の二重性」論などをあげるまでもない。そのような慣習の実体を取り扱ううえで、「～権の議論」だけでは窮屈なのであり、それを解き放つものとしてコモンズ論の視座は有益である。

第四に、コモンズ論は、現代の社会の制度設計に、在地の慣習を敷衍させる視座を提供してくれる。近年の入会権、漁業権研究においても現代社会へのフィードバックはさかんに執り行われているが、現代コモンズ論では、そのゴー

ルに現代の実社会への応用がより鮮明に見据えられている。

第五に、コモンズという視座によって、個別具体的な共的事象の研究から、より抽象度の高い共的あり方の理論研究へと移行することが容易となる——これがコモンズという用語を用いる最大の利点である——。たとえば、人間のアイデンティティーと環境の関係性、人間が存在するためのマネジメントの一般原理、個人の利己的・反社会的

衝動の管理可能性、持続的な社会的取り決めの特質といった重要な課題へと、コモンズ論は発展していく。コモンズは、単にコモンズの問題ではなく、社会科学のさまざまな中心課題、鍵となる設問を解くための、理念的な「試験台（test bed）」（Dietz et. al. 2002: 5）となってくれるのである。つまり、入会でいえば、コモンズ論において、ただ「入会を」研究するだけではなく、さらに「入会で」研究するという姿勢が重要なのである。具体的には、入会に見られる個人の利己的・反社会的衝動の管理の仕方や、社会的取り決めの特質は、入会の様相を理解させてくれるだけではなく、世界一般の共的な仕組みを新しく作り上げる局面において、重要な示唆を与えてくれるのである。

5 環境民俗学の本領

以上、述べてきたように、現代日本の在地社会には、近代的制度や法体系ではうまく切り扱えないような「伝統」が存在する。だからこそ、民法では「慣習」という言葉を用いて曖昧で不完全ではあるが、それによって実体に合われるフレキシビリティを確保したのである。そのような、現代社会における近代的論理と前近代的論理の相克を明らかにすることに環境民俗学はおおいに寄与することができる。

環境民俗学では、まず、それぞれの土地を深く探求して、その土地に沈潜する近代的論理と前近代的論理の「ズレ」や「相克」を抉り出し、それを生き生きと記述、描写する作業が重要である。「あり方」といった規範的ではあるが、茫漠としている実体。「～権」とはいえないような緩やかで曖昧な実体。「昔からそうだった」という日々の現実が積み重なる実体。このようなムラの日常性を掬い上げる」といふに、環境民俗学は、その本領を發揮すべきである。それによつて、制度の側から社会を見渡す研究領域とは異なる社会像を提供できるはずである。

さらに、環境民俗学はその社会像をもつて、実際の社会へ応用と実践を試みなければならない。種々の社会科学が

制度や社会の仕組みを構築する場に、多様な価値と在地の論理を提示し、在地から組み立てられた理論と視角を供給すること」で、これまで見過された、忘れられてきた人々の生活のあり方を訴えていかなければならないのである。

また、この嘗みは、「伝統」論としての民俗学に、新しい局面を切り拓いていく方法論の更改作業であることも、民俗学を志す人々は認識しなければならないであろう。環境民俗学を学ぶことは、民俗学の行く末を学ぶことにほかならないのである。

◆注

*1 法学的には、一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになつた行動様式などが「慣習」と考えられ、それは法としての効力を有する。日本では、法の適用に関する通則法第三条において、「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する」と「慣習」の法的効力が認められている。また、民法の総則の第九二条にも「法令中の公の秩序に関する規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う」と、「慣習」の効力が認められている。

*2 その他、民法には、以下のように多様な「慣行」に従う旨の規定がある。たとえば、家周りの柵や生け垣などの障壁の設営にも種々の規定があるが、その規定と異なる慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二二八条）。建物を建築するには、境界線から五〇センチメートル以上の距離を保たなければならないし、境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓または縁側を設ける者は、目隠しをつけなければならないという規定があるが、その規定と異なる慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二三六条）。地上権者は、その権利が消滅したときに、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができ、しかし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければこれを拒むことができないが、この規定と異なる慣習があるときは、その「慣習」に従う（民法第二六九条）。

- *3 総有という言葉は、本来、ドイツの法学者オットー・フォン・ギールケ (Otto von Gierke) が「*Gesamteigentum*」の法学的訳語であり（川島 一九八六〔一九五八〕：三〇八、一九八三〔一九六八〕：五〇）、近代日本の法体系、法理論を構築するなかで法学者、法社会学者、法制史学者らが、その概念にまず注目してきた。一方、ここで述べる総有は、農村社会学、農村経済学などで用いられてきた用語であり、定義、意味内容、使用される対象ともに大きく異なるものである。そのため、理論的コミュニケーションにおける用語の意味についての不一致が法学系の社会科学と非・法学系の社会科学の間で生じ、総有の議論をする際に種々の問題を引き起しそうである。その詳細については、拙稿（菅 一〇〇四）を参照願いたい。
- *4 コモンズを支える共同所有システム（Common-property systems）に関しては、①生活の安全保障（Livelihood security）、②アクセスの平等性と葛藤の解決（Access equity and conflict resolution）、③生産の様式（Mode of production）、④資源保全（Resource conservation）、⑤生態学的持続可能性（Ecological sustainability）などに寄与する多面的機能がすでに指摘されて（Berkkes ed. 1989: 11-13）。

◇参考文献

- 秋道智彌 一〇〇四『コモンズの人類学』人文書院。
- 井上真 一〇〇四『コモンズの思想を求めて』岩波書店。
- 井上真・宮内泰介編 一〇〇一『コモンズの社会学』新曜社。
- 宇沢弘文・茂木愛一郎編 一九九四『社会的共通資本』東京大学出版会。
- 嘉田由紀子 一九九七「生活実践からむき出される重層的所有觀」『環境社会学研究』三：七一—八五。
- 加藤雅信 一〇〇一『「所有權」の誕生』三省堂。
- 川島武宜 一九八六（一九五八）「近代法の体系と旧慣による温泉権」『川島武宜著作集』九、岩波書店、一一〇一—三四八頁。
- 川島武宜 一九八三（一九六八）「『ゲルマン的共同体』における『形式的平等性』の原理について」『川島武宜著作集』八、岩波書店、三九一六二頁。
- 川本彰 一九七一『日本農村の論理』龍溪書舎。

山北町史編さん委員会編 一九八七a 「山北町史・通史編」山北町。

山北町史編さん委員会編 一九八七b 「山北町史・資料編」山北町。

菅豊 一〇〇四「平準化システムとしての新しい総有論の試み」寺嶋秀明編『平等と不平等をめぐる人類学的研究』ナカニシヤ出版、一四〇一―一七三頁。

菅豊 一〇〇六「川は誰のものか」吉川弘文館。

杉島敬志編 一九九九『土地所有の政治史』風雲社。

鳥越皓之 一九八五『家と村の社会学』世界思想社。

鳥越皓之 一九九七a『環境社会学の理論と実践』有斐閣。

鳥越皓之 一九九七b「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』三一：五一一四。

中村尚司・鶴見良行編 一九九五『コモンズの海』学陽書房。

室田武・川俣學 一〇〇四『入会林野とコモンズ』日本評論社。

柳田國男 一九六一（一九二八）「木思石語（一）」『定本柳田國男集』五、筑摩書房、一四五―一五三頁。

柳田國男 一九八〇（一九三四）「民間伝承論」渡辺尚志・五味史彦編『土地所有史』山川出版社、一四七一―五八頁。

渡辺尚志 一〇〇一「近世土地所有の特質」渡辺尚志・五味史彦編『土地所有史』山川出版社、一四七一―五八頁。

Berkes, F.(ed), 1989. *Common Property Resources: Ecology and Community-Based Sustainable Development*. London: Belhaven Press.

Berkes, F., Feeny, D., McCay, B. J. & Acheson, J. M., 1989. The Benefits of the Commons. *Nature* 340: 91-93.

Dietz, T., Dolšak, N., Ostrom, E. & Stern, P. C. 2002. The Drama of the Commons. In Ostrom, E. et al. (eds.), *The Drama of the Commons: Committee of the Human Dimensions of Global Change*. Washington, D.C.: National Academy Press, pp.3-35.

Feeny, D., Berkes, F., McCay, B. J. & Acheson, J. M. 1990. The Tragedy of the Commons: Twenty-Two Years Later. *Human Ecology* 18(1): 1-9.

McKean, M. 1992. Management of Traditional Common Lands (Iriachi) in Japan. In Bromley, D. W. (ed), *Making the Commons*

- Work. San Francisco: International Center for Self-Governance, pp.63-98
McKean, M. 2003. Common-Pool Resources in the Context of Japanese History. *World Wide Business Review* 5(1): 132-159.

読書案内

- ◆ 「所有権がなぜ社会に発生したのか」という根源的な問いに答えてくれる
加藤雅信「[所有権]の誕生」一省堂、一〇〇一年。
- ◆ 誰がどのように環境や資源を管理したのか? コモンズ論の基本書
宮内泰介編「口モノハドをささえるこくみ——レポートイヤマーの環境社会学」新曜社、一〇〇六年。
- ◆ 民俗や伝統という概念の政治性を再確認するためには
岩竹美加子編訳『民俗学の政治性——アメリカ民俗学一〇〇年目の省察』未來社、一九九六年。
- ◆ いの本は環境民俗学の本である。これを読めば環境民俗学者が、何をどのように調べ、どのように行動すればよいか理解できる。
まづ読め!
矢作川漁協「〇〇年史編集委員会『環境漁協宣言』——矢作川漁協一〇〇年史」風媒社、一〇〇一一年。

■編者紹介

山 泰幸(やま よしゆき)

関西学院大学人間福祉学部准教授。

東アジアをフィールドに、民俗文化の保存や活用を通じた地域活性化などに関心をもつている。

おもな著作『現代文化の社会学入門——テーマと出会う、問い合わせを深める』(編著、ミネルヴァ書房、2007年)、『ポスト韓流のメディア社会学』(共著、ミネルヴァ書房、2007年)、『文化遺産の社会学——ルーヴル美術館から原爆ドームまで』(共著、新曜社、2002年)など。

川田牧人(かわだ まきと)

中京大学現代社会学部教授。

フィリピン・ビサヤ地方における複合的生活実践から、現代世界における多元的知識の実態を明らかにしたい。

おもな著作『祈りと祀りの日常知』(九州大学出版会、2003年)、『東南アジアのキリスト教』(共著、めこん、2002年)、『制度を生きる人々』(共編著、鹿児島大学多島圏研究センター、2003年)など。

古川 彰(ふるかわ あきら)

関西学院大学大学院社会学研究科教授。

アジアにおける山川草木利用の変遷を追ってきたが、このところ都市の自然や景観などに惹かれている。

おもな著作『環境イメージ論——人間環境の重層的風景』(編著、弘文堂、1992年)、『村の生活環境史』(世界思想社、2004年)、*Village Life in Modern Japan: An Environmental Perspective* (Melbourne: Trans Pacific Press 2007)など。

環境民俗学——新しいフィールド学へ

2008年11月10日 初版第1刷発行

編 者 山 泰幸・川田牧人・古川 彰

発行者 齊藤万壽子

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前

発行所 株式会社昭和堂
振込口座 01060-5-9347

TEL(075)706-8818 / FAX(075)706-8878

ホームページ <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

©山泰幸・川田牧人・古川彰ほか 2008

印刷 中村印刷

ISBN 978-4-8122-0847-2

*落丁本・乱丁本はお取り替え致します。

Printed in Japan

■執筆者紹介(執筆順)

山 泰幸 *編者紹介参照。

川田牧人 *編者紹介参照。

大村敬一(おおむら けいいち)

大阪大学大学院言語文化研究科准教授。

カナダ極北圏の先住民、イヌイットの間でのフィールドワークに基づいて、人間の認知のメカニズムや社会形成のあり方を研究し、心身二元論を超える人間理解のあり方を探求している。

おもな著作 *Self and Other Images of Hunter-Gatherers* (共編著 National Museum of Ethnology 2002年)、『文化人類学研究——先住民の世界』(共編著、放送大学教育振興会、2005年)など。

藤村美穂(ふじむら みほ)

佐賀大学専任講師。

阿蘇諸塚村をフィールドに、われわれの無意識の行動のなかに存在する(あるいは共感することのできる)習俗に注目することによって、人と土地との関わりの変容や現状について考えている。

おもな著作『コモンズの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える』(分担執筆、新曜社、2000年)、『地方からの景観論』(共著、農山漁村文化協会、近刊)など。

中川千草(なかがわ ちぐさ)

関西学院大学大学院社会学研究科研究員。

三重県熊野灘沿岸部を中心に、国内外の海辺のむらをたずね歩いている。人びとが環境によせる想いはどこから生まれるのか? 近年は、あきらめたり葛藤したりしながら、ようやく繰り出された実践について関心を持つ。

おもな著作「熊野灘に生きる人びと——非漁村の生活世界を通して」(『地域にまなぶ2006年度社会学合同実習調査報告書』第11集、2007年)、「日本の海浜政策の系譜とローカルな環境観——環境へのまなざし」(『生活世界の環境倫理と環境政策に関する人類学的研究』科学研究費報告書 [代表: 松田素二]、2006年)など。

中川加奈子(なかがわ かなこ)

在ネパール日本大使館専門調査員、関西学院大学社会学研究科研究員。

ネパールの民主化・近代化とそれに伴う生活の変化を研究テーマとする。とくに内壳りカーストの人々の暮らしに関心を持っている。

おもな著作「地域文化的再編成における媒介者の役割——滋賀県豊郷町の江州音頭を事例として」(『ソシオロジ』51巻2号、2006年)、「アクション別フィールドワーク入門」(分担執筆、世界思想社、2008年)など。

菅 豊(すが ゆたか)

東京大学東洋文化研究所教授。

日本と中国をフィールドに、地域の自然資源の伝統的管理について考究。現在はそこから敷衍される文化資源管理の問題についても研究している。

おもな著作『修驗がつくる民俗史——鮎をめぐる儀礼と信仰』(吉川弘文館、2000年)、『川は誰のものか——人と環境の民俗学』(吉川弘文館、2006年)、「コモンズと正当性——『公益』の発見」(『環境社会学研究』11号、2005年)など。